

神戸市告示第272号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和5年7月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
垂水区桃山台4丁目1209番10、1209番23の各一部  
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

別図

